

平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成25年9月12日現在）

1. 監査のテーマ

出資団体に係る財務に関する事務の執行について

2. 監査の実施期間

平成24年7月1日から平成25年1月28日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課（室）別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	19件	19件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	37件	53件

※監査の意見に対し、担当課（室）が複数ある場合があるため、報告件数と担当課（室）別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課（室）別の対応状況は下記のとおりです。（※講じた措置の内容等は別紙「平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり）

担当課（室） （監査対象出資団体）	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部行政総務室	0	0	0	0	0	0	6	5 (83.3%)	1 (16.7%)	0	0	0
人権文化部人権政策室	8	8 (100%)	0	0	0	0	16	16 (100%)	0	0	0	0
（国際交流協会）	3	3 (100%)	0	0	0	0	11	11 (100%)	0	0	0	0
（男女財団）	5	5 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部まちづくり総務室 （住宅協会）	6	4 (66.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0	0	9	5 (55.6%)	4 (44.4%)	0	0	0
都市計画推進部市街地整備課 （豊中都市管理）	0	0	0	0	0	0	8	5 (62.5%)	3 (37.5%)	0	0	0
教育委員会スポーツ振興課 （スポーツ事業団）	5	5 (100%)	0	0	0	0	14	11 (78.6%)	3 (21.4%)	0	0	0
合 計	19	17 (89.5%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0	0	53	42 (79.2%)	11 (20.8%)	0	0	0

（凡例）

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

担当課（室）とは監査の結果及び意見に対し、措置を講じる課（室）のことです。また、出資団体に対する監査の結果報告に伴う措置については、出資団体との連絡調整を所管する課（室）が当該団体から措置等の状況を聴き取り、担当課（室）として報告しています。

なお、出資団体について本報告書において下記のとおり表記しています。

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

正式名称	本報告書における表記
公益財団法人とよなか国際交流協会	国際交流協会
財団法人とよなか男女共同参画推進財団	男女財団
一般財団法人豊中市住宅協会	住宅協会
豊中都市管理株式会社	都市管理
公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団	スポーツ事業団

平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成25年9月12日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
出資団体全般に係る事項 (◎印は平成24年度中に措置を完了すべきとされた項目)								
1	18ページ	市と各出資団体の相互理解について	日常の指定管理業務の範囲等について市所管課(室)と各出資団体の認識が異なっていたりする状況が見受けられた。市及び出資団体の双方において、共通認識を持ち、議論を重ねることができる環境を整備することが前提条件であることを十分に認識する必要がある。	○	人権政策室(国際交流協会)	従来から毎月、モニタリング・連絡調整会議を開催していますが、必要に応じて、個別課題についても機会を設けるほか、「出資法人等評価」等を通じて出資団体のあり方も含め認識の共有を図るなど取り組みを強化します。	措置済	
					人権政策室(男女財団)	従来から毎月、モニタリング・連絡調整会議を開催していますが、必要に応じて個別に話し合う機会を設けるほか、「出資法人等評価」等を通じて出資団体のあり方も含め認識の共有を図るなど取り組みを強化します。	措置済	
					まちづくり総務室	住宅協会との情報共有については、「出資法人等評価」等を通じて出資団体のあり方も含め認識の共有を図るほか、市の住宅施策との連携が不可欠なため、平成25年度より毎月1回会議を行っています。指定管理業務については、市と同協会は毎年度事業内容を協議し、その年度に行う業務を確認し、「年度協定」を締結しています。	措置済	
					市街地整備課	指定管理業務にかかる運営会議を毎月1回開催し、業務報告を受けるほか、「出資法人等評価」等を通じて出資団体のあり方も含め情報共有や意見交換を行っており、指定管理業務の範囲について共通認識を持って業務を行っています。	措置済	
					スポーツ振興課	指定管理業務の範囲について共通認識となるよう平成25年1月及び2月の会議において説明を行うとともに、業務の詳細や疑義がある点などについては個別に協議することとしました。また、平成25年度より運営会議は3か月一回程度定期的実施するものとし、各課題調整の場として小委員会を適宜実施しています。	措置済	
2	20ページ	補助金、負担金について	市の「出資法人見直し指針」では、「団体の運営経費に対する補助金については、原則として交付しない」としている。一方、住宅協会の事業運営費補助金及びスポーツ事業団の人件費負担金は人件費を対象とするもので、実質的には運営費補助に該当するのではないかと考える。したがって、拠出する必要性及び根拠を明確にする必要がある。	○	まちづくり総務室	住宅協会に対する事業運営費補助金については、同協会そのものの運営経費ではなく、市との連携のもと住宅施策を補完する「公益上の必要性」が認められる事業に対する補助として位置づけしているものですが、平成25年度中に事業運営費補助金のあり方や妥当性等について再度検討し方向性を決定します。	対応中	
					スポーツ振興課	事業費補助については、公益的な事業に要する経費に対するものであり、毎年度事業内容等の点検を行っています。さらに、平成25年度策定予定の(仮称)豊中市スポーツ推進計画の中でスポーツ事業団の役割を見直すとともに、補助金額についても必要性をはじめ、事業内容や効果に応じて、見直していきたいと考えています。	対応中	
3	21ページ	出資団体の管理経費の財源について	国際交流協会、男女財団及びスポーツ事業団の3団体については、管理経費の財源が確保できないのが実態である。 市が安易に出資団体の管理経費を負担することは慎むべきであるが、出資団体が市の施策の推進にあたって重要な役割を果たし、公共の福祉の増進に積極的に寄与していると評価しうる存在であるとすれば、民間事業者等との公平性確保の観点も踏まえ、市が十分に説明責任を果たした上で、市が出資団体の管理経費を負担することの合理性が否定されるものではない。	○	行政総務室	公募により指定管理者を選定する場合は、出資団体と他の団体との公平性、公正性等を確保する必要がありますので、出資団体そのものの管理経費の負担は行っていません。しかし、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革等、出資団体を取り巻く制度が変革される中で、団体としての持続可能な収益構造が求められます。そのため、平成24年度から取り組んでいる「出資法人等評価」等も踏まえ出資団体と市が相互に情報共有を図りつつ、新たな収入の開拓など団体に対する要請を行うとともに、市としても必要な提案を行っていき	措置済	

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
4	23ページ	指定管理料の変動について	<p>厳しい財政状況の下で、指定管理者である出資団体においても、現在の指定管理料の水準が今後とも継続することは保証されないことを認識しておく必要がある。出資団体としては、市や市民に対する説明責任を果たす上で、仮に市から指定管理料の減額を要請された場合、市民サービスにどのような影響を及ぼす可能性があるのかを明確にしておく必要がある。</p>		○	行政総務室	<p>指定管理者制度は、コストの最適化及びサービス水準の維持・向上を図るため導入しているものであり、市として確保すべきサービス水準を明確化した上で、コストを決定しています。このため、単にコスト的な観点からではなく、適切なサービス水準が確保できるような制度の導入・運用を図っています。また、これまでどおり事業計画書等でサービス内容・水準を明確にします。</p>	措置済
5	23ページ	目的外使用料の減免について	<p>市は平成24年11月に「行政財産の目的外使用に係る基準」(以下「目的外使用基準」という。)を策定した。指定管理者についてもこの基準に沿った取り扱いが求められるが、出資団体の事務所においては、現実に指定管理業務以外も行われており、協定書等において施設の提供に係る事項は明記されていないことから考えると、目的外使用の対象となると考えられる。</p> <p>したがって、今後、市は目的外使用料の減免を行うのであれば、目的外使用基準において示された減免基準をもとに、その理由等を文書により明らかにしておくことが求められる。</p>	◎	人権政策室 (国際交流協会)	<p>事務所スペースについては、従来から目的外使用許可を行ってきましたが、平成25年4月1日付で、『行政財産の目的外使用に係る基準』に沿った取扱いに改めました。また、使用料の減免基準をもとにその理由等を文書により明らかにし減免を行っています。</p>	措置済	
					人権政策室 (男女財団)	<p>事務所スペースについては、従来から目的外使用許可を行ってきましたが、平成25年4月1日付で、『行政財産の目的外使用に係る基準』に沿った取扱いをしています。また、使用料は、減免基準をもとにその理由等を文書により明らかにし減免を行っています。</p>	措置済	
					まちづくり総務室	<p>住宅協会の主たる業務である特定優良賃貸住宅の管理運営事業は、市との連携のもと住宅施策を補完する「公益上の必要性」が認められる事業であり、現在は同協会において、独自事業を行っていないため、『行政財産の目的外使用に係る基準』に照らし、目的外使用料の減免は妥当と判断し、文書により減免理由を明確化しています。</p>	措置済	
					スポーツ振興課	<p>スポーツ事業団から使用許可及び使用料減免申請を受け、平成25年1月29日から平成25年3月31日までの期間について、平成25年1月29日に、『行政財産の目的外使用に係る基準』に基づき、文書により減免理由を明記のうえ、減免を実施し、スポーツ事業団にも通知しました。また、平成25年度についても同様に使用許可並びに使用料減免を行いました。</p>	措置済	
6	25ページ	出資の見直しについて	<p>財団法人の運営は、一般的に、受け入れた出捐金を基本財産とし、その運用益を事業運営の財源に充当する形で行われるものであるが、近年の低金利の状況のもと、基本財産の運用益のみでは、事業運営の財源としては、不足しているのも現実である。</p> <p>したがって、出資団体が市の施策を補完する事業の財源へ充当することを前提に、出捐金の元本の取崩しを行うことを認め、市民への還元を図ることも考えられる。</p>		○	行政総務室	<p>出資法人等に対する出資は、公共の福祉の遂行のため市が拠出した重要な財産であり、原則としては、その処分は制限されるべきものと考えられます。しかし、出資法人等の経営状況を踏まえつつ、市としては、やむを得ない理由があると認められる場合は、処分の目的・必要性とその妥当性について個別事案ごとに判断していくものと考えています(ただし、処分の最終的な判断は出資法人等によるものとなります。)</p>	措置済
7	26ページ	出資団体への人的関与と法人のガバナンスの関係	<p>豊中都市管理を除く4団体について、団体の理解を得られるのであれば、市職員等が評議員に就任することにより、市が法人の意思決定への関与を図っていくことも考えられる。</p>		○	行政総務室	<p>「出資法人等の見直し指針」において、出資法人等の自主性・自立性を踏まえ、人的な関与を見直すものとし、具体的には「市長等の役員就任の見直し」を規定していますが、出資者として一定の関与も必要と認められる場合もあることから、制限を設けた上で役員等への就任を認めるものとしています。しかし、公の施設の指定管理者について公募を行うなか、出資法人等が指定管理者に応募する場合には、公平性・公正性の確保も必要となることから、今のところ市職員等の役員就任は見送っている経過があります。今後についても引き続き人的関与および法人のガバナンスの観点とのバランスを図りながら、対応していきます。</p>	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
8	27ページ	出資団体への市職員の派遣について	従来、派遣されていた市職員が担っていた市との連絡調整機能は、制度的に担保されたものではなく、これに過度に依存することは望ましいこととはいえないが、市と出資団体の連携において、一定の役割を果たしていたのも事実である。市と指定管理者である出資団体の間では、「連絡会議」を定期的に行い、意見交換が行われているが、今後、このような取り組みをさらに充実・強化し、指定管理業務以外の領域においても、市と出資団体との間の円滑な連絡調整が図られるよう努める必要がある。	○	人権政策室(国際交流協会)	従来から毎月、モニタリング・連絡調整会議を開催していますが、必要に応じて、個別課題についても機会を設けるほか、「出資法人等評価」等を通じて出資団体のあり方も含め認識の共有を図るなど取り組みを強化します。	措置済	
					人権政策室(男女財団)	従来から毎月、連絡調整会議を開催していますが、必要に応じて個別に話し合う機会を設けるほか、「出資法人等評価」等を通じて出資団体のあり方も含め認識の共有を図るなど取り組みを強化します。	措置済	
					まちづくり総務室	市と住宅協会との定期的な「連絡会議」の開催はもとより、市での豊富な経験を有するOB職員が雇用されており、OB職員を通じ指定管理業務のみならず、業務全般にわたり、市と同協会とのさらなる円滑な連絡調整を図っていきます。	措置済	
					市街地整備課	毎月一回の連絡会議の他、必要に応じて連絡をとり合っておりますが、今後もこれらの取り組みを強化し、さらなる円滑な連絡調整を図っていきます。	措置済	
					スポーツ振興課	指定管理者との連絡会議は定期的に行っていますが、平成25年度よりスポーツ事業団との連絡調整の強化を図るため年3回程度連絡会議を設けるほか、必要に応じて個別課題についても機会を持つなど認識の共有を図っています。	措置済	
9	28ページ	市の出資団体に対するモニタリングについて	出資団体における指定外自主事業の拡大も視野に入れ、指定管理業務のモニタリングを充実・強化させ、出資団体全般に係るモニタリングにも有機的な関連性をもったものとする必要がある。	○	行政総務室	指定管理業務のモニタリング・評価においては、指定管理者が倒産した場合、公の施設の利用に大きな影響を与えることから、指定管理者が管理している公の施設における管理運営の収支状況だけでなく、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握することとしています。出資法人が指定管理者となっている現状、出資法人の設立目的と指定管理を行う公の施設の設置目的が密接であることを踏まえ、出資法人のモニタリング・評価を別途実施するのではなく、指定管理業務のモニタリング・評価のなかで有機的に実施していきます。	措置済	
10	29ページ	出資団体における指定管理業務の実施について	各出資団体において、指定管理業務の実施状況を確認したところ、基本協定書に添付されている「備品等明細書」に記載されている備品が実在しないものであったり、指定管理者の業務の範囲について、市と出資団体において認識が異なっていたりする状況が見受けられた。 公募による指定管理者の指定を前提とする以上、速やかに解決すべきである。	◎	人権政策室(国際交流協会)	平成24年度中に両方で備品のたな卸しを実施し、平成25年9月に「備品等明細書」の修正を行いました。指定管理業務の範囲についても、基本協定書の一部を見直すとともに、仕様書等により再確認しました。また、モニタリング会議などにおいても認識の共有を図ります。	措置済	
					人権政策室(男女財団)	平成24年度中に財団と市の両方で、備品のたな卸しを行い、平成25年8月に「備品等明細書」の修正を行いました。また、指定管理業務の範囲については、基本協定書の一部見直すとともに、仕様書等に基づき再確認をしました。	措置済	
					まちづくり総務室	平成24年度中に、両方で再度備品のたな卸しを行い、平成25年3月に「備品等明細書」の更新を行いました。	措置済	
					市街地整備課	駐車場管理室にある物品について、市と指定管理者の両方で備品のたな卸し、実物確認を行い、物品ごとに所有権を明示するとともに、平成25年2月18日付で物品所有権確認書を取り交わしました。また、指定管理業務の範囲については、毎月の運営会議において意見交換や情報共有をしており、共通認識を持って業務を行っています。	措置済	
					スポーツ振興課	平成24年度中に備品のたな卸しを実施するとともに、指定管理業務の範囲について確認をしました。これを踏まえ、市として平成25年9月に備品台帳の更新を行いました。また、スポーツ事業団においては市より貸与している備品、指定管理委託料で購入した備品及び自主財源により購入した備品について区分した管理簿を平成25年9月に作成し、適切な管理を行うしくみへと改めました。	措置済	

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
11	29ページ	指定管理業務における修繕費の取扱いについて	<p>現状の年度協定書や仕様書の負担区分の規定では、修繕を先送りすれば、その分指定管理者の支出が抑えられ、仮に、修繕を先送りしたことでさらに施設等の状態が悪化し、修繕費が多額になれば、市の負担で修繕を行うことになる可能性が高くなることから、指定管理者としては、積極的に修繕を行う誘因に乏しい。</p> <p>この点、例えば、指定管理者に支払う指定管理料に修繕費の予算をあらかじめ含めるのではなく、別枠で実費精算とするなど、施設等の修繕についての取扱いを指定管理者が積極的に対応しやすい方法に改めることが望ましい。</p>		○	行政総務室	指定管理者における修繕費の執行状況を分析するとともに、他市状況の調査などを行ったうえ、指定管理者の新規の選定あるいは更新時期までに、最も効果的・効率的な修繕費の執行のしくみを確立します。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
国際交流協会 (◎印は平成24年度中に措置を完了すべきとされた項目)								
12	36ページ	基本協定書と事業報告書の整合性について	基本協定書における事業の分類方法と、平成23年度の事業報告書における事業の分類方法が一致していないため、基本協定書で指定管理者が実施するとされている事業が、平成23年度事業報告書のどの事業に該当するのかが把握しづらい状況となっている。	◎		人権政策室	指定管理に係る事業報告書の作成にあたっては、平成24年度の報告書から基本協定書における事業が把握しやすいような分類に修正しました。	措置済
13	39ページ	年度協定書の記載事項について	平成23年度の年度協定書では、指定管理業務外の事業も誤って指定管理業務とされており、平成23年度の事業報告書と整合していない。	◎		人権政策室	指定管理業務の範囲については、指定管理者と再確認し、平成24年度から年度協定書と事業報告書の整合を図りました。	措置済
14	41ページ	倉庫の取扱いについて	すてっぷの利用団体の器具類が国際交流センターの倉庫に保管されていた。特定の団体の所有物を保管していることについては、他の団体との公平性において問題がないのか否かも検討しておく必要がある。	◎		人権政策室	当該団体による国際交流センター倉庫の利用については、平成25年6月21日をもって終了しました。	措置済
15	42ページ	和室の活用について	和室の稼働率は指定管理業務における成果指標とはされていない。和室の稼働率を評価の対象から外すとしても、公の施設の一部である以上、その活性化を図っていく必要がある。しかしながら、現状においては、和室をどのように活性化させるのかという議論が十分にされていない印象を受ける。 和室が十分に活用されるためにはどうすればよいか、関係者間で対応を検討していくことが望まれる。	○		人権政策室	平成25年3月から、指定管理事業として、和室を利用した、外国人のために日本文化を知ってもらうための「お茶会」を始めており、その他にも、国際交流センターを利用し、国際交流活動を行っている市民団体等でも同様の取組みを始めるなど、和室利用活性化の取組みを順次進めています。	措置済
16	43ページ	国際交流活動に関する指定管理業務の評価について	市が設定した評価基準表においては、国際交流活動の推進という目的が図られているかとの視点から評価を行っていることが感じられるが、実際に行われた年度評価における事業目的の達成に関するコメントをみると、利用者数の増加に言及している部分が多く、活動の内容や質に関してはほとんど言及されていない。国際交流協会の活動の内容や質の評価も行っているのであれば、そのことについての評価結果も具体的に示しておく必要がある。	○		人権政策室	活動の内容については、毎月の指定管理モニタリングや連絡調整会議等において、市と国際交流協会の相互で確認作業を行っています。このため平成24年度の評価からそれを踏まえ、活動の内容や質についても評価結果に記載しました。	措置済
17	43ページ	備品等明細書の変更について	国際交流センターは、平成22年2月に北桜塚3丁目の旧センターからエトレ豊中の6階に移転しているが、基本協定書に添付されている「備品等明細書」には、エトレ豊中の6階で現在使用されている備品だけでなく、旧センターで使用されていたが、新センターに移されなかった備品の一部も記載されている。	◎		人権政策室	平成24年度中に国際交流センターと市の両方で備品のたな卸しを実施するとともに、その結果を受けて市としてリストを作成した上で、平成25年9月に「備品等明細書」の修正を行いました。	措置済
18	44ページ	備品の所在に関する調査について	「備品等明細書」の変更を行う際には市は、国際交流協会が作成したリストを利用することが合理的であるものの、市が所有する備品の内訳を示すものであるから、このようなリストは、本来は市の責任で作成すべきものである。市として再度、備品のたな卸しを行い、リストの正確性を確認しておく必要がある。	◎		人権政策室	平成24年度中に備品のたな卸しを実施するとともに、その結果を受けて現地検証を行い、平成25年9月に「備品等明細書」の修正を行いました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
19	44ページ	備品等の経年劣化等の場合の取扱いについて	経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等、施設・設備・備品等の損傷について、基本協定書の規定と、リスク分担表の規定が一致しているのか疑義がある。	○		人権政策室	平成25年4月1日付で、指摘された部分を修正した変更協定書を締結しました。	措置済
20	45ページ	自主事業の拡大について	指定管理事業や市からの受託事業が継続する保証はないことを考えると、自主事業の拡大に努め自主財源を確保していく必要性がこれまで以上に高まっているといえる。また、市においても、可能な限り国際交流協会が自主財源を獲得できる機会を得るためのサポートを行っていくことが望ましい。		○	人権政策室	国際交流協会において、賛助会員の増員や視察受け入れや講師派遣の拡大、さらに、市民を対象としたセミナー等の自主事業を拡大し、自主財源を確保していくこととされています。	措置済
21	45ページ	市と国際交流協会の意思疎通の強化について	公の施設として指定管理者制度が導入されている以上、国際交流センターは市民サービスの向上と経費の節減等を実現することで更なる活性化が図られる必要があり、その役割は国際交流協会が担うことになる。市も国際交流協会が十分なモチベーションを持ってセンター全体の活性化を図るよう配慮していく必要があり、そのためには、これまで以上に相互の理解を深める必要がある。しかし、現状は市と国際交流協会との間の意思疎通は必ずしも十分ではなかったとの印象を受ける。		○	人権政策室	毎月、モニタリング・連絡調整会議を行い意思疎通に努めているところです。引き続き、こうした機会等の中で相互理解を深めていきます。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
男女財団 (◎印は平成24年度中に措置を完了すべきとされた項目)								
22	52ページ	費用負担関係の明確化について	指定管理料の算定について、応募書類上の見積もり金額が指定管理者から提示されているにも関わらず、費用負担関係があいまいだったため金額が上積みされ、最終的に予定価格を上回ってしまった。	○		人権政策室	選定後に指定管理者である男女財団との協議の中、より効率的な業務運営を検討した結果、当初の仕様では含めていない空調設備、音響設備等の一部の業務を加え、当該業務に係る必要経費を加算しました。次回公募時は仕様を適切に決定し、あらかじめ必要な経費を見込んで対応します。	措置済
23	53ページ	指定管理事業と自主事業の区分の明確化について	平成23年度に自主事業として実施されていた「ハングル講座」が平成24年度は指定管理事業として実施されているように、指定管理事業と自主事業が明確に区分されていない。	○		人権政策室	平成25年度開始前に、男女財団の自主事業計画書により内容を協議のうえ、指定管理事業と自主事業を明確に区分することとしました。	措置済
24	54ページ	共通経費の配賦について	水道光熱費や人件費についてはすべて指定管理事業費に計上されているが、自主事業や法人の管理運営に従事している職員もいる。本来であれば、業務従事時間割合等を勘案して、共通経費を配賦する必要がある。	○		人権政策室	共通経費の配賦については、平成24年度中に男女財団と協議し、「一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団平成25年度収支予算書」に反映しました。	措置済
25	54ページ	備品等明細書の修正について	「備品等明細書」に記載されている備品と、男女財団が実際に使用している備品とが整合していない。「備品等明細書」は、市が所有する備品の内訳を示すものであるから、市は早急に「備品等明細書」について、備品等の所在の実態に合致するよう、備品のたな卸しを行い、修正を行う必要がある。	◎		人権政策室	平成24年度中に男女財団と市の両方で、備品のたな卸しをするとともに、その結果を受けて市としてリストを作成した上で、平成25年8月に「備品等明細書」の修正を行いました。	措置済
26	54ページ	備品管理について	すてっぷの「備品台帳一覧表」は、男女財団が実際に使用している備品の内訳を正確に示したのではない。市及び男女財団は、現物確認の結果を踏まえるとともに、国際交流協会と調整して備品管理区分を明確にする必要がある。また、所在不明の備品については、その原因を調査し、今後不明となる備品が発生しないよう適切に管理する必要がある。	◎		人権政策室	平成24年度中に備品のたな卸しを行い、その結果を踏まえ、国際交流協会とも調整のうえ、平成25年8月に書面により備品管理区分を明確にしました。また、今後は所在不明の備品が発生しないよう男女財団と市が協力して定期的に台帳との照合を行っていきます。	措置済
27	56ページ	今後のあり方について	男女財団は、指定管理料が収入の約8割を占めている。今後は指定管理者に指定されない可能性も考慮し、自主事業の拡大や経費の節減などを図り、財務基盤の自立性を高める必要がある。併せて、施設規模や事業規模に見合った組織体制を検討する必要がある。	○		人権政策室	男女財団は、指定管理事業を主として実施していますが、受託事業等の自主事業も積極的に行い、一定の収益を確保しつつ、人件費等の管理費削減にも取り組んでいます。今後も、人権分野の専門性を維持しつつ、可能な限りの効率化を図る経営努力を続けていくとの報告を受けています。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
住宅協会 (◎印は平成24年度中に措置を完了すべきとされた項目)								
28	64ページ	指定管理業務の再委託について	指定管理業務を再委託するにあたり、指定管理者が市の承諾を得ないまま再委託を行っていた。	◎		まちづくり総務室	平成24年度については、指定管理者からの再委託の申し出を踏まえ、基本協定書の規定に基づき、再委託により業務の効率化に資すると判断し、第三者に委託することを書面により承諾しました。	措置済
29	65ページ	貸与備品等の管理について	住宅協会で使用している備品等の管理状況をみたところ、備品等明細書に記載されている備品等以外に、市貸与備品が存在した。 「備品等明細書」は、市が所有する備品の内訳を示すものであるから、市はその状況を正確に把握しておく必要がある。市として再度、備品のたな卸しを行い、備品等明細書を更新する必要がある。	◎		まちづくり総務室	住宅協会と市の両方で再度備品のたな卸しを実施するとともに、その結果を受けて市としてリストを修正した上で、平成25年3月に「備品等明細書」の更新を行いました。	措置済
30	67ページ	借上公共賃貸住宅補助金の額の決定について	家賃減額補助金と傾斜家賃低減補助金の額は明確に区別して把握しなければならない。しかし、市は、住宅協会の計算結果について、その正確性を検証することなく、報告を受けている。市は住宅協会が取りまとめた補助金等交付申込書又は補助金等交付変更申込書の内容を審査したうえで、交付決定を行わなければならない。	◎		まちづくり総務室	住宅協会が取りまとめた補助金等交付申込書及び補助金等交付変更申込書等の内容・バックデータの照合等を十分精査・検証した後に、交付決定を行う事務フローに平成25年度より変更しました。	措置済
31	68ページ	借上公共賃貸住宅補助金の清算報告について	平成23年度の借上公共賃貸住宅補助金の清算報告がなされていなかった。	◎		まちづくり総務室	平成23年度の精算報告については、平成25年3月に豊中市借上公共賃貸住宅家賃減額補助金精算報告書にて報告を受けました。	措置済
32	68ページ	優良賃貸住宅損失引当金について	住宅協会は、特優賃の未経過借上契約期間に見込まれる独自助成による損失に備えるため、優良賃貸住宅損失引当金を計上している。 借上契約期間が満了に近づくにつれ、空室が増加することが想定される。したがって、住宅協会は、優良賃貸住宅損失引当金の設定について見直しを行う必要がある。		○	まちづくり総務室	特定優良賃貸住宅損失引当金の額については、住宅協会内部においても推計値を作成し、額の見直しの上、平成25年度予算に反映させました。	措置済
33	70ページ	補助対象の見直しについて	平成23年度において事業運営費補助金の対象職員は再任用職員3人となっているが、補助対象事業は住宅協会の一般職員も担当している。業務への従事割合等を勘案し、補助対象事業に関する人件費を算定する必要がある。 市は、事業運営費補助金の補助対象事業及び補助対象経費について、事業の実態に応じて見直す必要がある。		○	まちづくり総務室	事業運営費補助金の補助対象事業及び補助対象経費について、「公益上の必要性」が認められる特定優良賃貸住宅の管理運営事業に限定するとともに、事業の実施状況や次年度の見直しなどを勘案しながら、業務に見合った適正な人員配置となるよう、引き続き住宅協会に要請し、見直しを行います。また、平成25年度中に事業運営費補助金のあり方や妥当性について再度検討し方向性を決定します。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
34	70ページ	補助の見直しについて	見直し指針において、市の取り組みとして、補助・助成金の見直しが掲げられている。そこでは、団体の運営経費に対する補助金については、原則として交付しないとされている。 したがって、市は、補助対象事業及び補助対象経費の見直しに加え、事業運営費補助金そのものについても、見直し指針に従い見直す必要がある。		○	まちづくり総務室	(再掲)住宅協会に対する事業運営費補助金については、同協会そのものの運営経費ではなく、市との連携のもと住宅施策を補完する「公益上の必要性」が認められる事業に対する補助として位置づけしているものですが、平成25年度中に事業運営費補助金のあり方や妥当性等について再度検討し方向性を決定します。	対応中
35	71ページ	増資の必要性について	一般財団法人は、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においては、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散するものとされている(法人法第202条第2項)が、平成23年度末において、住宅協会の純資産額は6億円を超えており、当面300万円未満となることはないと考えられる。 したがって、住宅協会が一般財団法人へ移行するにあたっては、基本財産を増資する必要はなかった。 ※当該監査の結果に対する措置は要しない。		○			不措置
36	73ページ	住宅協会の役割の整理について	市営住宅の指定管理者の公募では7団体からの応募があるなど、市営住宅の管理業務の担い手は多数存在し、住宅協会に限られない。 したがって、市は、住宅施策を展開していくにあたって、今後の住宅協会に期待する役割を整理する必要がある。平成31年度には住宅協会の主要事業が終了する予定であるから、残された時間は少ない。市は、早急に今後の住宅協会に期待する役割の整理に取り組む必要がある。		○	まちづくり総務室	住宅施策において市の担うべき最も重要な役割は、「住宅セーフティネットの構築」ですが、市内の住宅の大半は民間住宅であり、民間住宅市場の活用も視野に入れる必要があります。このことを踏まえ、住宅協会には、市内宅建業者などの民間住宅セクターとのネットワーク構築やコーディネーター役としての機能を強化するとともに、市と同協会との間で適切な役割分担と連携を図りながら、住宅セーフティネットの構築を進めることを期待しています。	対応中
37	73ページ	住宅協会の役割の見直しにあたって	市が、今後の住宅協会に期待する役割を整理した結果、その役割を見出すことができなかった場合には、市としては住宅協会の縮小・廃止を要請することとなる。		○	まちづくり総務室	住宅協会の今後のあり方については、十分な検討が必要ですが、仮に市として縮小・解散等を提案する場合は、同協会が雇用するプロパー職員の処遇が課題となります。その際、同協会の設立経緯や、同協会の意向等を踏まえ、平成22年11月策定の『出資法人等職員雇用支援プログラム』を勘案しながら、市と同協会が連携し雇用の確保に配慮する必要があります。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
豊中都市管理 (◎印は平成24年度中に措置を完了すべきとされた項目)								
38	84ページ	代表取締役の人選について	見直し指針にも記載があるように、「会社の経営責任の明確化及び市の関与の適正化」は、豊中都市管理にも当てはまる重要事項であり、本来は株主との関係で例外が認められる性質のものではない。したがって、市は、他の出資者の合意を得られるのであれば、再開発ビルの運営に長けた適任者を代表取締役とするよう検討すべきである。		○	市街地整備課	会社設立当初の出資者の意向と合意のもとで、副市長が代表取締役役に就任してきましたが、平成25年度中を目途に他の出資者に対し、本監査の内容を説明し、代表取締役の人選のあり方についての出資者の意向の確認を行います。	対応中
39	85ページ	市営駐車場の立替取得に係る借入金の金利について	豊中都市管理は借入金により調達した資金により市営駐車場の土地等を立替取得している。当該借入契約については、市の損失補償が付与されており、金融機関にとっては、一定のリスク低減が見込まれるのであるから、短期プライムレートに上乘せされているリスクプレミアム相当分(1%)の引き下げについて、金融機関との交渉を行う余地があるのではないかと。		○	市街地整備課	平成25年度中を目途に、金融機関に対し、金利引き下げや借り換えの余地の有無について確認を行います。	対応中
40	87ページ	商業床賃貸事業について	商業床賃貸事業は全体では、17,438千円の黒字となっているが、預託床所有者に支払っている家賃原価がテナントからの家賃収入を上回っており、この部分については逆ざやになっている状態である。今後の家賃の金額交渉では、預託床所有者に対して実情を加味した家賃価格を要望していく必要がある。		○	市街地整備課	市が豊中都市管理と調整を行った結果、同社より、「家賃収入の増加を図るため、平成24年3月に報告された豊中市の「商店街・小売市場来街者調査」を参考にして、平成25年度中に「エトレ豊中」の動向調査を実施し、その調査結果を踏まえながら、顧客の属性やニーズを分析し、テナントリーシングを展開するとともに、集客数増加に努めていきます。」との報告を受けています。	対応中
41	88ページ	剰余金の使途について	豊中都市管理は株式会社であり、法的には繰越利益剰余金は株主に帰属するものである。したがって、繰越利益剰余金の使途計画には株主への説明やその承認が必要である(会社法第452条)。そして、これらは豊中都市管理の将来の経営に資する目的で使われなければならない。そうでなければ、株主に還元されなければならないものである。		○	市街地整備課	市が豊中都市管理と調整を行った結果、同社より、「平成12年の建築から13年が経過しようとしており、建物全体のメンテナンスを行う時期にきています。現在、施設の修繕計画(平成29年度までの中期計画)を作成中であり、株主の理解を得たうえで、その計画に基づいて施設の更新を行うことにより、長寿命化を推進していきます。」との報告を受けています。	措置済
42	89ページ	会社組織の将来像について	再開発ビルのマネジメントを安定的に行うためには、再開発実行時のディベロッパー機能に留まらず、駐車場の管理運営業務、商業施設等への誘客、テナントリーシング(空き床にテナントを誘致する業務)なども重要なノウハウとなるため、こういったノウハウについては組織的に保持し続ける必要がある。市は、豊中都市管理の経営に対して責任を有する大株主として、また豊中市の再開発に関するノウハウを組織として蓄積させる観点から、豊中都市管理の将来の組織づくりに助言していく必要がある。		○	市街地整備課	市としては指定管理業務である駐車場運営管理やビルの管理事業について、集客力を増加させるための事業提案や効率的な修繕計画の提案などを行うため、積極的に市場調査、情報収集および研修参加などを行い、施設管理の専門的ノウハウの蓄積に努めるよう引き続き助言していきます。また、市が豊中都市管理と調整を行った結果、同社より、「ノウハウの蓄積や技術の継承を円滑に行うため、業務に精通した職員の育成に努めるとともに、商業施設等の活性化、テナントリーシングなどの業務に精通した職員を新たに採用し、業務を推進していきます。」との報告を受けています。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
スポーツ事業団 (◎印は平成24年度中に措置を完了すべきとされた項目)								
43	99ページ	指定管理者としての提出書類と出資団体からの報告書類との峻別について	体育館等及び温水プールに係る指定管理業務の事業報告書として市が徴収しているのは、スポーツ事業団全体の事業報告書及び決算書であって、指定管理業務に限定した報告は徴収していない。	◎		スポーツ振興課	平成25年6月に、指定管理業務に限定した平成24年度事業計画書及び事業報告書を徴収しました。	措置済
44	100ページ	自主事業に係る報告内容について	指定管理者がこのような自主事業を実施する上では、事前に事業内容や収支計画を市に提出し承認を得るとともに、事後的に、その結果を報告することが求められているものと考えられる。この趣旨を踏まえ、今後、市は、基本協定書において自ら定めた報告内容を適切に徴収し評価する必要がある。	◎		スポーツ振興課	連絡会議において、自主事業の範囲について協議し、明確にしたうえで自主事業を実施する場合は自主事業実施報告書を徴収し、その内容の報告を受け、評価を行うしくみとしました。	措置済
45	102ページ	モニタリング及び年度評価の速やかな実施について	監査時点(平成25年1月)において、市の平成23年度の指定管理業務に関するモニタリング及び年度評価のうち、体育施設の指定管理業務のみが完了していない。	◎		スポーツ振興課	体育施設のモニタリング並びに年度評価については、平成24年8月に一旦実施しましたが、実施方法並びに手続き面で課題があったため、再度実施方法や手続きについて、スポーツ事業団や他の指定管理者と調整し、平成25年1月末に年次モニタリング及び評価を改めて実施し、平成25年3月に公表しました。	措置済
46	103ページ	サービス水準評価項目の見直しについて	指定管理者業務の成果として求めている指標に概念が不明なものや、ふさわしいとは考えられないものがあるため、市として指定管理者に対して求める事項を再度整理し、より実効性のあるサービス水準評価項目となるよう見直すことが望ましい。	○		スポーツ振興課	サービス水準評価項目のうち「指定管理業務に係る収支が黒字であること」という項目について、スポーツ事業団と平成25年3月1日付覚書を交わし平成24年度より削除しました。また、毎年度、年度協定書において当該年度のサービス水準を定めるしくみに改めました。	措置済
47	103ページ	確保すべきサービス水準の見直し及び補完的な評価項目の設定について	成果指標の「利用者数」は、単に過去と同等の実績を確保できれば、達成できる水準の目標となっている。たとえ、最低限達成すべき要求水準であったとしても、過去の実績に準じた水準とするのではなく、施設運営上の努力による一定の増加分を加味することも必要である。	○		スポーツ振興課	サービス水準目標の利用者数については、基本協定書の定めに関わらず平成25年4月1日付け締結の平成25年度年度協定書から確保すべきサービス水準及び最高評価サービス水準を実績に一定の努力分を加味した目標水準として定め、以降も毎年度、年度協定書において当該年度の水準を定めていくものとします。	措置済
48	104ページ	専用使用料の管理に係る指定管理者への指示の徹底について	教育委員会は、専用使用料の納付状況の確認(入金消込)は指定管理者が行うべき業務であると認識しているのに対して、スポーツ事業団は、専用使用料は市の口座に入金されるものであり、第一義的には市が確認すべきものと認識しているためである。今後、教育委員会は専用使用料の管理業務に係る見解の相違点について、速やかにスポーツ事業団と協議し解消を図る必要がある。	◎		スポーツ振興課	平成24年度中にスポーツ事業団と協議を行い、専用使用料の納付状況の確認はスポーツ事業団が行うべき業務であることを確認し、業務範囲並びに業務の実施方法、また滞納者管理の責任範囲を明確化し、その結果を受けて平成25年9月に文書化しました。	措置済
49	106ページ	指定管理者における貸与備品の管理簿作成と指定管理料にて購入した備品の峻別について	現指定期間において市より無償貸与されている備品に関して、指定管理者であるスポーツ事業団は、管理簿を作成していない。また、基本協定書に添付されている「備品等明細書」と現物との照合も行っていない。スポーツ事業団は、速やかに、「備品等明細書」を基礎とした管理簿を作成し、現物との照合を行う必要がある。併せて、現指定期間のうちに、指定管理料により購入した備品についても管理簿に登載し、スポーツ事業団の自主財源により購入した備品と明確に区分して管理する必要がある。	◎		スポーツ振興課	平成24年度中に備品のたな卸しを実施するとともに、指定管理業務の範囲について確認をしました。これを踏まえ、市として平成25年9月に備品台帳の更新を行いました。また、スポーツ事業団においては市より貸与している備品、指定管理委託料で購入した備品及び自主財源により購入した備品について区分した管理簿を平成25年9月に作成し、適切な管理を行うしくみへと改めました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
50	106ページ	飲料水等自動販売機の設置に係る使用料の見直しについて	平成23年2月、市は、自動販売機の設置に際しては、原則として事業者の公募を行い、より高い額を提案した事業者にその設置を認めることとした。 上記の取扱いにも関わらず、教育委員会は、所管の体育施設については、「従前から自動販売機の売上収入を指定管理者が得、それを施設の管理運営経費に充当することにより、当市の公共の福祉の増進に還元」されていることを理由として、公募を行わず、指定管理者が自動販売機を設置することを認めている。		○	スポーツ振興課	従来から体育施設については、指定管理者制度導入以前から管理委託者であるスポーツ事業団が使用許可を得て自動販売機を設置し、その売り上げを財源として公益目的の事業を展開してきた経緯がありました。現在、スポーツ事業団が自動販売機業者を公募し、現指定管理期間内は継続する前提で契約を行っており、管理上も指定管理事業者が管理を行うほうが望ましいこと等から現指定管理期間内は指定管理者で設置するものとしませんが、目的外使用料については、平成25年度中に庁内の事例を参考に見直しを図ります。	対応中
51	109ページ	スポーツ振興施策におけるスポーツ事業団の位置づけ等の明確化	今後、スポーツ事業団として、必ずしも指定管理業務に依拠しない形態での市のスポーツ推進施策に寄与することが求められるが、市のスポーツ振興に係る分野別計画が存在しない現状においては、スポーツ推進施策全体の中でスポーツ事業団の果たす役割を明確にすることができない。このため、スポーツ事業団が、自らの将来計画等を策定する上で不確実な部分がある。 したがって、市は、平成24年度中の策定が予定されているスポーツ推進ビジョンや、これを基礎として作成される地方スポーツ推進計画並びに市のスポーツ振興に係る分野別計画等において、スポーツ振興施策における市の役割を示したうえで、市の出資団体であるスポーツ事業団に期待する役割や位置づけを明確かつ具体的に示す必要がある。		○	スポーツ振興課	平成25年3月に策定した豊中市スポーツ推進ビジョンにおいて、スポーツ事業団に期待する役割について、公益財団法人として各種市民団体との協働を基本とした生涯スポーツを推進するとともに、配慮が必要な人がスポーツをするための支援等に取り組むよう明記しました。	措置済
52	110ページ	スポーツ事業団の位置づけを明確化する際の留意点	スポーツ推進ビジョンや地方スポーツ推進計画等において、スポーツ事業団の位置づけを明確化する際には、スポーツ推進委員、競技団体等、大学等の教育研究機関及び民間スポーツクラブの運営事業者等といった、スポーツ事業団以外の主体についても、市のスポーツ施策において各主体が果たすべき役割や位置づけを明確にする必要がある。その際、主体の有する強みや弱み、人的・物的資源の限界等を評価した上で、役割や位置づけを定める必要があり、これはスポーツ事業団についても同様である。		○	スポーツ振興課	平成25年3月に策定した豊中市スポーツ推進ビジョンにおいては、スポーツ事業団については公益財団法人およびスポーツの専門団体であるという強みを活かし、今後において各種市民団体と協働し生涯スポーツを推進する主体として評価し、そのうえで役割を定めました。また、それ以外の主体についても様々な評価検討をしたうえで、各々の役割や位置づけを定めました。	措置済
53	110ページ	スポーツ事業団の存続可能性の向上について	今後スポーツ事業団が他の団体では代替不可能な役割や中心的機能を担うことを期待するのであれば、スポーツ事業団に対して、自主事業の拡大等、指定管理者に指定されない場合を想定した具体的な将来計画の策定を要請することが併せて必要である。		○	スポーツ振興課	出資法人としてのスポーツ事業団の今後について、豊中市スポーツ推進ビジョンに掲げる施策の方向性に沿った形で、自主事業の拡大等の計画策定を行うよう平成25年7月に要請しており、スポーツ事業団において平成25年度中を目途に策定するよう取り組みが進められています。	措置済
54	111ページ	負担金及び補助金の見直しについて	平成23年度において、市OBの給与相当額に対する負担金として5,150千円が拠出されている。平成24年度より事業費補助に変更になったとはいえ、交付された補助金の額は、結果的に、平成23年度の負担金と同額である。 今後、スポーツ推進ビジョン等を策定し、スポーツ事業団に期待する役割等を明確化した際には、それらと整合するよう、補助対象事業、拠出する必要性、金額的根拠及びその効果について改めて見直すことが望ましい。		○	スポーツ振興課	事業費補助については、公益的な事業に要する経費に対するものであり、毎年度事業内容等の点検を行っています。さらに、平成25年度策定予定の(仮称)豊中市スポーツ推進計画の中でスポーツ事業団の役割を見直すとともに、補助金額についても必要性をはじめ、事業内容や効果に応じて、見直していきたいと考えています。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
55	112ページ	事務所の目的外使用許可について	スポーツ事業団は、現在、目的外使用許可を受けずに、豊島温水プール内に事務所を設置している。スポーツ事業団によると、市から特段の指示がなかったとのことであるが、今後、スポーツ事業団は早急に市に対して使用許可申請を行い、市は使用料減免の可否を検討した上で、使用許可を行う必要がある。	◎		スポーツ振興課	スポーツ事業団から使用許可及び使用料減免申請を受け、平成25年1月29日から平成25年3月31日までの期間について、平成25年1月29日、『行政財産の目的外使用に係る基準』に基づき、文書により減免理由を明記したうえで、減免を実施し、同事業団にも通知しました。また、平成25年度についても同様に使用許可並びに使用料減免を行いました。	措置済
56	112ページ	公益目的事業の見直し等について	公益財団法人においては、本来、公益目的事業会計は収支相償を求められるものであり、公益目的事業会計における23,066千円の黒字については、次年度以降において、公益目的事業に充当することが求められる性格のものである。スポーツ事業団の財務基盤は、収益事業の規模が著しく僅少であり、法人が継続的に存続するには脆弱であるといわざるを得ない。スポーツ事業団は、今後、収益事業自体の拡大に努めることが最優先であるが、これと並行して、現在、公益目的事業に区分されている事業について、公益目的事業に区分すべき事業と収益事業に区分すべき事業とに改めて整理し直し、可能な場合には、変更認定申請を行うことも検討する必要がある。		○	スポーツ振興課	スポーツ事業団は、平成24年度から着実に事業を拡大してきたことや公益法人申請当初と比べ事業内容が変わっていることから、公益財団法人としての事業の主旨・目的を明確にし、公益目的事業とするべき事業と収益事業とするべき事業とに区分し直し、持続可能な財団運営となるよう整理を進めているとの報告を受けています。また、平成26年度からの実施を目途に、新たな事業区分及び会計区分での運営を行うため、変更認定申請に取り組んでいくとの報告を受けています。	措置済